

建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準

第1 適用の範囲

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号に規定による認定の取扱いに関して、建築物及びその敷地が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められ、認定の対象として取り扱う場合の基準のほか、必要な事項を定める。

第2 認定基準

（敷地と道との関係）

1 認定の敷地は、次の各号のいずれかに該当する幅員4m以上の道に2m以上接することとする。

- (1) 農道、林道、臨港道路、河川および海岸の管理用の道
- (2) 国、県、市等が管理する法定外道路（里道等）の公有地で、公共の用に供する道
- (3) 現に建築物が沿って立っている道であって、令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道（道路位置指定の基準に準ずる道）

（建築物の基準）

2 建築物は、次に掲げる基準に適合することとする。

- (1) 次のア及びイに掲げる道の区分に応じ、当該ア及びイに掲げる用途であること。
ア 第2第1項(1)及び(2)に規定する道の場合 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場などの不特定多数が集合する用途以外のもの
イ 第2第1項(3)に規定する道の場合 一戸建ての住宅、長屋及び兼用住宅
- (2) 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計。）が500㎡以内であること。

(3) 認定する敷地および建築物は、当該道を道路とみなし、建築基準関係規定を適用する。

（道の関係権利者等の承諾書）

3 認定に係る道が規則第10条の3第1項第2号に掲げる場合にあつては、申請者その他関係者が当該道を将来にわたって通行することについて、次の各号に掲げる者の承諾書（公共の道等にあつては協議経過書）が添付されていること。

- (1) 道の敷地となる土地の所有者（管理者）
- (2) 道の敷地となる土地に関して権利を有する者
- (3) 道を令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する者

第3 雑則

この認定基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この認定基準は、令和5年12月13日から実施する。